

汚濁負荷量測定手法届出書

年 月 日

貝塚市長様

住所
届出者
氏名

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）

水質汚濁防止法第14条第3項の規定により、汚濁負荷量の測定手法について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称 (電話番号)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	※受理年月日	年 月 日
△汚濁負荷量の測定手法 別紙のとおり	※備考	

- 備考 1 △印の欄については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

	市町村

特定排水等の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測方法及び計測場所

計 測 場 所			
試料の採取及び試料の計測場所並びにこれらを表す図面等		別図 のとおり	別図 のとおり
排 水 系 統 等 の 区 分			
告示に定める 計測（測定） 方法	指 定 地 域 内 事 業 場 の 日 平 均排水量等による区分	告示第1の	告示第1の
	計 測 方 法 の 区 分	告示別記1（ ）	告示別記1（ ）
水質自動計測器等の種類及びその選定根拠			
計 測 回 数			
日平均排水量が400m ³ 以上で告示別記1(2)、(3)又は(4)の計測法による場合その根拠		別添 のとおり	別添 のとおり
告示別記1(1)又は (4)の計測法による 場合	換 算 式		
	換 算 式 の 根 拠	別添 のとおり	別添 のとおり
着 工（予 定）年 月 日		年 月 日	年 月 日
完 成（予 定）年 月 日		年 月 日	年 月 日
使用開始（予 定）年 月 日		年 月 日	年 月 日
備 考			

- 備考 1 計測場所は用水及び排水の系統図を用いて明らかにすること。
2 告示とは昭和54年5月16日環境庁告示第20号をいう。

特定排水等の窒素含有量(りん含有量)に関する汚染状態の計測方法及び計測場所

計測場所		
試料の採取及び試料の計測場所並びにこれらを表す図面等	別図 のとおり	別図 のとおり
排水系統等の区分		
告示に定める計測(測定)方法	指定地域内事業場の日平均排水量等による区分	告示第1の
	計測方法の区分	告示別記1 ()
告示別記1の		告示別記1の
告示別記1 ()		告示別記1 ()
水質自動計測器等の種類及びその選定根拠		
計測回数		
日平均排水量が400m ³ 以上で告示別記1(2)、(3)の計測法による場合その根拠	別添 のとおり	別添 のとおり
告示別記1(1)の計測法による場合、性能基準の試験結果		
着工(予定)年 月 日	年 月 日	年 月 日
完成(予定)年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始(予定)年 月 日	年 月 日	年 月 日
備考		

- 備考 1 計測場所は用水及び排水の系統図を用いて明らかにすること。
 2 告示とは平成13年12月13日環境省告示第77号、第78号をいう

特定排水等の量の計測方法及び計測場所

		指定項目の別	
計測場所			
量の計測場所及びこれを表す図面等		別図のとおり	別図のとおり
排水系統等の区分			
告示に定める計測(測定)方法	指定地域内事業場の日平均排水量等による区分	告示第2の	告示第2の
	計測方法の区分	告示別記2()	告示別記2()
流量計等の種類及びその測定根拠			
計測回数			
日平均排水量が400 m ³ 以上で告示別記2(3)の計測法による場合その根拠		別添のとおり	別添のとおり
告示第2の3の方法による場合	根拠	別添のとおり	別添のとおり
	換算式		
	換算式の根拠	別添のとおり	別添のとおり
着工(予定)年	月 日	年 月 日	年 月 日
完成(予定)年	月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始(予定)年	月 日	年 月 日	年 月 日
備考			

備考 1 計測場所は用水及び排水の系統図を用いて明らかにすること。

備考 2 告示とは告示昭和54年5月16日環境庁告示第20号及び平成13年12月13日環境省告示第77号、第78号をいう。

特定排出水の1日当たりの汚濁負荷量の算定方法

計測場所	算定に用いる算式	算定方法	指定項目の別									
			水質自動計測器等		流量計算		特定排出水に係る汚染状態	特定排出水の量	特定排出水に係る汚濁負荷量	汚濁負荷量の全体に占める割合	排水口名	備考
			種類及び換算式	計測回数	種類及び換算式	計測回数	通常 [mg/L]	最大 [m ³ /日]	[kg/日]	[%]		
合計												

備考 1 計測場所は用水及び排水の系統図を用いて明らかにすること。
 2 告示(昭和54年5月16日環境庁告示第20号、平成13年12月13日環境省告示第77号、第78号)第4の方法による場合はその根拠を別に示すこと。